三四〇　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十五年度の初日から平成二十五年九月三十日までの輸入数量を告示する件　三一　四　日号外ページ

三四一　平成二十五年度の初日から平成二十五年九月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件　三一　四

三四二　平成二十五年度の初日から平成二十五年九月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　三一　四

二八　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二一　四

〇財務省、農林水産省

二九　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　二一　二

三〇　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　二一　三

〇財務省、農林水産省、経済産業省

八　株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める件　一五　223　一

九　株式会社日本政策金融公庫法第十七条第三項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件　一六　二

〇国税庁

一六　認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件　一　五

一七　国税通則法第三十四条の四第一項の規定に基づき納付受託者を指定する件　二八　七

一八　国税通則法第三十四条の七第一項の規定に基づき納付受託者の指定を取り消す件　二八　七

一九　国税通則法第三十四条の四第三項の規定に基づき納付受託者の名称及び所在地を変更する件　二八　七

〇文部科学省

一三八　補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件　一　五

一三九　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　七　二

一四〇　〃　一五　223　七

一四一　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第五条の二の組織を指定する告示　一七　225　二

一四二　史跡に指定する件　一七　225　三

一四三　名勝に指定する件　一七　225　六

一四四　天然記念物に指定する件　一七　225　六

一四五　史跡を統合するとともに地域を追加して指定し、名称を改める件　一七　225　八

一四六　史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件　一七　225　九

一四七　史跡に地域を追加して指定する件　一七　225　九

一四八　名勝に地域を追加して指定し、名称を改める件　一七　225　一三

一四九　名勝に地域を追加して指定する件　一七　225　一四

一五〇　天然記念物に地域を追加して指定する件　一七　225　一四

一五一　登録記念物の登録を抹消する件　一七　225　一四

一五二　文化的景観を重要文化的景観に選定する件　一七　225　一四

一五三　重要文化的景観に地域を追加して選定し、名称を改める件　一七　225　一四

一五四　史跡に指定する件　一七　225　一四　三一

五五　著作権法第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件　二九　三

〇厚生労働省

一三六　特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示　一　六

一三七　労働安全衛生法第二十八条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の一部を改正する件　一　六

一三八　厚生年金基金令第二十九条第一項の規定に基づき厚生年金基金の業務の一部を委託できる法人を指定する件　二　二

一三九　確定給付企業年金法施行令第六十七条第一項の規定に基づき確定給付企業年金の業務の一部を委託できる法人を指定する件　二　二

一三〇　組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件　三　一

一三一　障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により在宅就業支援団体を登録した件　四　二

一三二　薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件　四　二

一三三　移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律第四十四条の規定により造血幹細胞提供支援機関の指定をした件　七　三

一三四　組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件　一五　二

一三五　薬事法施行規則第十二条第一項の登録事項を変更する届出があった旨を公示する件　一七　七

一三六　健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件　一七　七